

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の規定により、認定建築物  
エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積  
を超えることとなるもの

(平成二十八年二月一日)

(国土交通省告示第二百七十二号)

改正 平成二八年一二月二一日国土交通省告示第一四三三号

令和 元年一一月一五日同 第 七八七号

同 三年 三月一二日同 第 一七三号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号)第三  
条の規定に基づき、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通  
常の建築物の床面積を超えることとなるものを次のように定める。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第十五条第一項(同条第二項の規  
定により読み替えて適用される場合を含む。)の国土交通大臣が定める床面積は、次の各号  
に掲げる設備を設ける部分の床面積の合計とする。

- 一 太陽熱集熱設備、太陽光発電設備その他再生可能エネルギー源を利用する設備であつ  
てエネルギー消費性能の向上に資するもの
- 二 燃料電池設備
- 三 コージェネレーション設備
- 四 地域熱供給設備
- 五 蓄熱設備
- 六 蓄電池(床に据え付けるものであつて、再生可能エネルギー発電設備と連系するもの  
に限る。)
- 七 全熱交換器

附 則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十  
三号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年一二月二一日国土交通省告示第一四三三号)

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年一一月一五日国土交通省告示第七八七号)

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施  
行の日(令和元年十一月十六日)から施行する。

附 則 （令和三年三月一二日国土交通省告示第一七三号）

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。